

三条市監査委員告示第 12 号

公の施設の指定管理者監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、本書のとおり同法同条第 9 項の規定によりその結果を公表します。

平成 29 年 12 月 26 日

三条市監査委員 大久保 秀男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 熊 倉 均

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1 監査の対象 | 「平成 29 年度公の施設の指定管理者監査報告書（ものづくり拠点施設ほか 4 施設）」のとおり | |
| 2 監査の対象施設等 | 同 | 上 |
| 3 監査の期間 | 同 | 上 |
| 4 監査の方法 | 同 | 上 |
| 5 監査の着眼点 | 同 | 上 |
| 6 監査の結果 | 同 | 上 |
| 7 ま と め | 同 | 上 |

平成 29 年度 公の施設の指定管理者監査報告書
(ものづくり拠点施設ほか 4 施設)

第 1 監査の概要

1 監査の対象

指定管理者監査未実施の指定管理者及び所管課の平成28年度、平成29年度（8月末まで）に執行された施設の管理に係る出納その他の事務を監査対象とする。

2 監査の対象施設等

指定管理施設名	指定管理者	所管課
ものづくり拠点施設	株式会社ものづくり学校 代表取締役 高山 勝樹	経済部 商工課
吉ヶ平自然体感の郷	吉ヶ平管理組合 会長 鈴木 貞男	経済部 営業戦略室
すまいるランド及び あそぼって	特定非営利活動法人三条おやこ劇場 理事長 兼古 和枝	教育委員会 子育て支援課
保内地区交流拠点施設	保内緑の里管理組合 組合長 吉川 敬之	経済部 営業戦略室

3 監査期間 平成29年9月19日から同年12月26日まで

4 監査実施委員 大久保 秀 男
捧 厚 雄
熊 倉 均

5 監査の方法

指定管理者及びその所管課から事前に提出された資料及び関係書類等について、次項の監査の着眼点に基づき書類等を審査するとともに、施設に出向き、指定管理者等関係者から説明を聴取した。

6 監査の着眼点

(1) 所管課の監査

- ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- イ 協定書の締結は適正で、必要事項が適正に記載されているか。
- ウ 経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- エ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者の監査

- ア 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- エ 備品の管理は適切に行われているか。
- オ 施設の管理規程・経理規程等の諸規程は整備されているか。

第2 団体及び施設の概要

1 株式会社ものづくり学校

株式会社ものづくり学校は、非公募により、平成27年度からものづくり拠点施設の指定管理者に選定されている。

指定管理者及び施設の概要は表1、収支状況は表2のとおりである。

表1 ものづくり拠点施設に係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要	株式会社ものづくり学校 1 設立年月日 平成18年8月28日 2 社員数 10人(平成29年9月1日現在) 3 所在地 東京都千代田区一番町4番地42 4 主な事業 (1)生活空間、事業空間の創造 (2)スクール事業(スクーリング・公開講座などの開設、人材育成・研修) (3)各種イベント企画・運営 5 運営施設 IID 世田谷ものづくり学校、三条ものづくり学校		
設置目的	ものづくりに携わる者の新たな連携及び交流の場を提供し、新商品等の開発の促進及び次代のものづくりを担う人材育成の支援を行うとともに、ものづくり活動を通じた地域交流の促進		
所在地	三条市桜木町12番38号		
内容 (主なもの)	敷地面積 27,884.26㎡ 建築構造 鉄筋コンクリート造、三階建、一部二階建 一部鉄骨造 延床面積 5,425.24㎡ ものづくり学校 主な諸室 共有事務室12席、貸事務所14室 地域交流施設 主な諸室 集会室3室、和室2室、調理室、多目的ホール その他拠点施設の運営のために必要な施設		
開館時間	午前8時30分から午後10時まで		
休館日	12月29日から翌年1月3日まで		
指定期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで		
選定方法	随意指定		
設置年月日	平成27年4月1日		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数	14,573人	36,590人	15,781人
指定管理料	36,838,080円	33,005,000円	29,343,000円

(注) 利用人数及び指定管理料は平成27年度及び平成28年度は実績、平成29年度は8月末現在及び当初額を示す。

表2 収支状況

1 管理事業

(単位：円)

項目	平成28年度			平成29年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	42,082,000	43,899,769	1,817,769	40,806,012
指定管理料	33,005,000	33,005,000	0	29,343,000
利用料収入	6,788,200	7,780,270	992,070	7,997,840
光熱水費収入	2,288,800	2,974,989	686,189	3,100,884
その他収入	—	139,510	139,510	364,288
支出	42,082,000	40,265,478	△ 3,633,044	40,806,012
職員人件費	12,735,000	12,226,120	△ 508,880	13,083,916
施設管理費	10,541,000	8,540,473	△ 2,000,527	9,093,932
事業運営支援費	5,260,000	5,649,849	389,849	7,914,755
消耗品費	877,000	1,202,966	325,966	963,096
印刷製本費	564,000	0	△ 564,000	—
燃料費	240,000	83,803	△ 156,197	136,453
光熱水費	7,860,000	7,130,035	△ 729,965	5,662,055
通信運搬費	825,000	1,013,096	188,096	657,756
手数料	348,000	0	△ 348,000	—
借上料	1,822,000	960,490	△ 861,510	980,040
広告費	—	591,384	591,384	382,674
謝礼金	750,000	0	△ 750,000	—
修繕費	250,000	1,895,746	1,645,746	408,547
公課費	10,000	971,516	△ 961,516	1,522,878
収入－支出	0	3,634,291	5,450,813	0

2 自主事業

(単位：円)

項目	平成 28 年度			平成 29 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	400,000	500,222	100,222	223,000
イベント収入	100,000	314,166	214,000	200,000
入会費	300,000	148,500	△ 151,500	—
利用料	—	37,556	37,556	23,000
支出	2,900,000	3,941,076	1,040,076	3,140,000
イベント開催費	1,000,000	1,175,402	175,402	1,000,000
PTA開設・運営費	—	1,448,507	1,448,507	—
ミニ四駆大学運営費	80,000	374,546	294,546	300,000
展示・WS等企画	300,000	746,351	446,351	360,000
セミナー開催費	480,000	196,270	△ 283,730	320,000
ものづくり事業者 発信事業	800,000	0	△ 800,000	810,000
クリエイターズサロン	240,000	0	△ 240,000	180,000
その他	—	—	—	170,000
収入－支出	△ 2,500,000	△ 3,440,854	△ 939,854	△ 2,917,000

3 総計（管理事業と自主事業の計）

(単位：円)

項目	平成 28 年度			平成 29 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	42,482,000	44,399,991	1,917,991	41,029,012
支出	44,982,000	44,206,554	△ 775,446	43,946,012
収入－支出	△ 2,500,000	193,437	2,693,437	△ 2,917,000

2 吉ヶ平管理組合

吉ヶ平管理組合は、非公募により、平成27年度から吉ヶ平自然体感の郷の指定管理者に選定されている。

指定管理者及び施設の概要は表3、収支状況は表4のとおりである。

表3 吉ヶ平自然体感の郷に係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要	吉ヶ平管理組合 1 設立年月日 平成26年10月29日 2 組合員数 20人(平成29年9月1日現在) 3 所在地 三条市萩堀714番地4 4 主な事業 吉ヶ平自然体感の郷の管理運営		
設置目的	吉ヶ平周辺の恵まれた自然環境を活用し、下田地域における観光振興の促進を図るため。		
所在地	三条市吉ヶ平160番地		
内容 (主なもの)	敷地面積 13,697.36㎡ 吉ヶ平山荘 建築構造 木造、二階建 延床面積 191.99㎡(1階118.44㎡、2階73.55㎡) 主な諸室 1階 休憩室、タタミコーナー、湯沸室、男女トイレ、多目的トイレ、機械室ほか 2階 避難室2室 キャンプ場 約700㎡、釣堀、芝生広場 約750㎡、その他の施設		
使用時間	キャンプ場使用時間 日 帰り 午前9時から午後7時まで 宿 泊 午前9時から翌日の午前9時まで 2泊以上 使用終了日の午前9時まで 釣堀使用時間 午前9時から午後5時まで *トイレは24時間利用可能		
休館日	11月16日から翌年5月31日(使用期間6月1日から11月15日)		
指定期間	平成27年7月1日から平成32年3月31日まで		
選定方法	随意指定		
設置年月日	平成27年9月18日		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数	2,430人	2,742人	1,267人
指定管理料	1,330,000円	3,882,000円	3,882,000円

(注) 利用人数及び指定管理料は平成27年度及び平成28年度は実績、平成29年度は8月末現在及び当初額を示す。

表4 収支状況

1 管理事業

(単位：円)

項目	平成28年度			平成29年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	4,868,000	5,134,510	266,510	5,232,000
指定管理料	3,882,000	3,882,000	0	3,882,000
利用料金収入	846,000	237,200	△ 608,800	1,250,000
イベント収入	140,000	0	△ 140,000	100,000
繰越金	—	1,015,310	1,015,310	—
支出	4,868,000	5,146,192	278,192	5,232,000
人件費	2,912,000	2,908,000	△ 4,000	3,100,000
消耗品費	500,000	126,451	△ 373,549	200,000
燃料費	130,000	48,954	△ 81,046	60,000
光熱水費	—	8,640	8,640	—
広告宣伝費	150,000	0	△ 150,000	200,000
施設維持管理費	436,000	0	△ 436,000	400,000
通信運搬費	210,000	100,343	△ 109,657	102,000
修繕料	180,000	389,440	209,440	200,000
手数料	50,000	0	△ 50,000	150,000
イベント費	300,000	0	△ 300,000	120,000
魚仕入れ等	—	91,265	91,265	700,000
委託料	—	290,008	290,008	—
浄化槽管理委託料	—	103,320	103,320	—
水力発電点検委託料	—	81,928	81,928	—
経理業務委託料	—	104,760	104,760	—
備品購入費	—	1,099,389	1,099,389	—
公課費	—	83,702	83,702	—
収入－支出	0	△ 11,682	△ 11,682	0

2 自主事業

(単位：円)

項 目	平成 28 年度			平成 29 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	—	597,987	597,987	—
フィッシングパーク手数料	—	204,100	204,100	—
薪炭販売	—	302,500	302,500	—
雑収入（協力金）	—	77,887	77,887	—
炭焼き体験参加費	—	3,500	3,500	—
秋の散策ツアー・ソバ打ち体験参加費	—	10,000	10,000	—
支出	—	300,548	300,548	—
印刷製本費	—	287,048	287,048	—
炭焼き体験費用	—	1,250	1,250	—
秋の散策ツアー・ソバ打ち体験費用	—	12,250	12,250	—
収入－支出	—	297,439	297,439	—

3 総計（管理事業と自主事業の計）

(単位：円)

項 目	平成 28 年度			平成 29 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	4,868,000	5,732,497	864,497	5,232,000
支出	4,868,000	5,446,740	578,740	5,232,000
収入－支出	0	285,757	285,757	0

3 特定非営利活動法人三条おやこ劇場

特定非営利活動法人三条おやこ劇場は、公募により、平成28年度からすまいるランド及びあそぼっての指定管理者に選定されている。

指定管理者及び施設の概要は表5、収支状況は表6のとおりである。

表5 すまいるランド及びあそぼってに係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要	<p>特定非営利活動法人三条おやこ劇場</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設立年月日 昭和60年6月1日（法人登記 平成12年3月6日） 2 役員数及び雇用人数（平成29年9月1日現在） 役員8人、正職員5人、臨時職員6人、嘱託職員4人 3 所在地 三条市東本成寺2番1号 4 主な事業 「子どもに夢を！たくましく豊かな創造性を！子どもに未来を開く知恵と勇気を！」をテーマに、次の活動を柱として子育て支援事業に取り組んでいる。 (1) 文化鑑賞活動 (2) 生涯学習活動 (3) 子育て支援活動 (4) 広報活動 (5) 子育て拠点施設指定管理業務
設置目的	<p>子育て中の市民に交流の場を提供するとともに、子育てについての相談、情報提供等を行うことにより、子育てに係る不安等を緩和し、児童の健全な育成を支援するため。</p>
所在地	<ol style="list-style-type: none"> 1 すまいるランド 三条市新堀1311番地 2 あそぼって 三条市興野一丁目2番30号
内容 (主なもの)	<ol style="list-style-type: none"> 1 すまいるランド <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築構造 鉄筋コンクリート造、三階建（三条市役所栄庁舎1階） (2) 延床面積 374.50㎡（すまいるランド占有面積） (3) 主な諸室 プレールーム、研修室、おむつ交換室、授乳室、保育室、相談室、飲食スペース、おもしろ自転車広場ほか 2 あそぼって <ol style="list-style-type: none"> (1) 敷地面積 1,952.29㎡ (2) 建築構造 鉄骨造、平屋建 (3) 延床面積 1,199.07㎡ (4) 主な諸室 プレールーム（遊びの広場、アリーナ、飲食スペース、事務スペース）、保育室、おむつ交換室、授乳室、研修室2室、相談室、休憩兼更衣室、男女トイレ、多目的トイレ、児童クラブ室、ベビーカー置き場、湯沸室ほか

開館時間	午前9時から午後6時まで（ただし、保育室については、午前8時から午後6時まで）		
休館日	1 すまいるランド (1) 第3月曜日 (2) 1月から11月までの月の末日（その日が、土曜日に当たるときはその直前の休日以外の日とし、日曜日又は月曜日に当たるときはその直前の金曜日とする。） (3) 12月30日から翌年1月3日まで 2 あそぼって (1) 第2火曜日及び第4火曜日 (2) 12月30日から翌年1月3日まで		
指定期間	1 すまいるランド 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで 2 あそぼって 平成28年4月24日から平成33年3月31日まで		
選定方法	公募		
設置年月日	1 すまいるランド 平成21年4月26日 2 あそぼって 平成28年4月24日		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数	47,722人	97,121人	41,761人
すまいるランド	47,722人	40,799人	16,642人
あそぼって	—	56,322人	25,119人
指定管理料	—	26,612,000円	30,881,000円
すまいるランド	—	10,360,000円	11,195,000円
あそぼって	—	16,252,000円	19,686,000円

(注) 利用人数及び指定管理料は平成27年度及び平成28年度は実績、平成29年度は8月末現在及び当初額を示す。

表6 収支状況

1 管理事業

(単位：円)

項目	平成28年度			平成29年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	27,212,000	27,506,266	294,266	31,961,000
保育料	600,000	807,900	207,900	800,000
すまいるランド	360,000	409,500	49,500	400,000
あそぼって	240,000	398,400	158,400	400,000
指定管理料	26,612,000	26,612,000	0	30,881,000
すまいるランド	10,360,000	10,360,000	0	11,195,000
あそぼって	16,252,000	16,252,000	0	19,686,000
電気料負担金(あそぼって)	—	80,144	80,144	80,000
イベント参加費	—	6,100	6,100	—
雑収入	—	122	122	—
その他	—	—	—	200,000
すまいるランド	—	—	—	100,000
あそぼって	—	—	—	100,000
支出	27,212,000	28,039,592	827,592	31,961,000
人件費	14,888,000	14,560,156	△ 327,844	16,800,000
すまいるランド	7,739,000	6,081,293	△ 1,657,707	7,200,000
あそぼって	7,149,000	8,478,863	1,329,863	9,600,000
報償費	1,452,000	1,204,286	△ 247,714	1,000,000
すまいるランド	844,000	497,000	△ 347,000	500,000
あそぼって	608,000	707,286	99,286	500,000
消耗品費	899,000	1,378,747	479,747	1,600,000
すまいるランド	313,000	574,242	261,242	600,000
あそぼって	586,000	786,641	200,641	1,000,000
管理	—	17,864	17,864	—
印刷製本費	50,000	37,800	△ 12,200	90,000
すまいるランド	25,000	0	△ 25,000	30,000
あそぼって	25,000	37,800	12,800	60,000
光熱水費(あそぼって)	3,200,000	2,367,176	△ 832,824	3,000,000
通信運搬費	301,000	203,266	△ 97,734	206,000
すまいるランド	10,000	5,610	△ 4,390	60,000
あそぼって	291,000	197,656	△ 93,344	200,000
委託料費	4,300,000	5,654,033	1,354,033	6,173,220
あそぼって				
清掃業務	2,000,000	1,662,228	△ 337,772	1,761,900
害虫駆除	100,000	70,178	△ 29,822	70,000
消防設備点検	100,000	75,600	△ 24,400	75,600
警備業務	200,000	155,520	△ 44,480	155,520
自動扉保守管理業務	—	—	—	100,000
HGP保守点検業務	—	—	—	70,200
施設清掃	440,000	1,059,019	619,019	1,040,000
すまいるランド	225,000	525,072	300,072	520,000
あそぼって	215,000	533,947	318,947	520,000

項 目	平成 28 年度			平成 29 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
講座保育	530,000	705,172	175,172	500,000
すまいるランド	300,000	350,847	50,847	250,000
あそぼって	230,000	354,325	124,325	250,000
休日一時保育	930,000	1,926,316	996,316	2,400,000
すまいるランド	480,000	864,106	384,106	1,000,000
あそぼって	450,000	1,062,210	612,210	1,400,000
事務管理費	1,296,000	1,800,000	504,000	2,160,000
借上料	606,000	392,948	△ 213,052	400,000
すまいるランド	26,000	94,932	68,932	100,000
あそぼって	580,000	298,016	△ 281,984	300,000
修繕費(あそぼって)	—	25,000	25,000	—
イベント費	—	32,143	32,143	—
すまいるランド	—	15,813	15,813	—
あそぼって	—	16,330	16,330	—
雑費・福利厚生費	30,000	137,790	107,790	231,780
交通費	—	10,000	10,000	—
図書費	50,000	114,057	64,057	40,000
すまいるランド	20,000	—	△ 20,000	20,000
あそぼって	30,000	114,057	84,057	20,000
保険料	100,000	95,480	△ 4,520	100,000
すまいるランド	50,000	40,280	△ 9,720	50,000
あそぼって	50,000	55,200	5,200	50,000
その他雑費	40,000	26,710	△ 13,290	160,000
収入－支出	0	△ 533,326	△ 533,326	0

2 自主事業 (あそぼって)

(単位：円)

項 目	平成 28 年度			平成 29 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	—	412,068	412,068	400,000
自動販売機設置手数料	—	412,068	412,068	400,000
支出	—	412,000	412,000	400,000
消耗品費 (玩具等)	—	412,000	412,000	400,000
収入－支出	—	68	68	0

3 総計 (管理事業と自主事業の計)

(単位：円)

項 目	平成 28 年度			平成 29 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	27,212,000	27,918,334	706,334	32,361,000
支出	27,212,000	28,451,592	1,239,592	32,361,000
収入－支出	0	△ 533,258	△ 533,258	0

4 保内緑の里管理組合

保内緑の里管理組合は、非公募により、平成28年度から保内交流拠点施設の指定管理者に選定されている。

指定管理者及び施設の概要は表7、収支状況は表8のとおりである。

表7 保内交流拠点施設に係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要	<p>保内緑の里管理組合</p> <p>1 設立年月日 平成19年10月19日</p> <p>2 役員数及び雇用人数 (平成29年9月1日現在) 組合員33人(うち役員8人)、雇用人数11人</p> <p>3 所在地 三条市下保内3714番地</p> <p>4 主な事業</p> <p>(1) 三条市指定管理者を受託した三条市保内公園及び保内地区交流拠点施設の運営管理、施設に付帯する庭園、緑地の育成管理並びに、これらの施設による「緑と花と食の観光交流」事業</p> <p>(2) 植木の里である保内地区の自然や歴史文化家並み等の地域資源を生かしたまちづくり事業</p> <p>(3) 植木等の販売を通じ、保内地区の植木、園芸・造園産業等の振興を図る事業ほか</p>
設置目的	保内地区の地域資源である植木に関連する産業の振興と緑あふれる自然環境の活用により、地域経済活動の活性化及び地域間交流の促進を図るため。
所在地	三条市下保内 4035 番地
内容 (主なもの)	<p>敷地面積 29,815.06㎡</p> <p>庭園生活館 建築構造 鉄骨造、平屋建 延床面積 1,171.49㎡ 主な諸室 資材館、交流・販売スペース、テラス、男・女、多目的トイレ、事務室等</p> <p>庭園体験館 建築構造 木造、平屋建 延床面積 225.24㎡ 主な諸室 イタリアンレストラン、和室2室、男・女、多目的トイレ、ラウンジ</p> <p>屋外施設 駐車場197台(身体障がい者用4台) 調整池 植木等見本園20区画 モデル庭園</p>
開館時間	午前9時から午後6時まで (庭園体験館は、午前9時から午後9時まで)
休館日	火曜日及び12月31日から翌年1月2日まで
指定期間	平成28年4月29日から平成33年3月31日まで
選定方法	随意指定

設置年月日	平成28年4月29日		
	平成28年度	平成29年度	
利用者数	183,406人	89,540人	
指定管理料	14,000,000円	15,286,000円	

(注) 利用人数及び指定管理料は平成28年度は実績、平成29年度は8月末現在及び当初額を示す。

表8 収支状況

1 管理事業

(単位：円)

項目	平成28年度			平成29年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	26,111,000	24,828,391	△ 1,282,609	27,330,000
指定管理料	14,000,000	14,000,000	0	15,286,000
使用料	4,175,000	2,772,000	△ 1,403,000	4,100,000
庭園体験館和室1、2	175,000	72,000	△ 103,000	100,000
植木区画料	4,000,000	2,700,000	△ 1,300,000	4,000,000
開設準備業務委託料	—	1,200,000	1,200,000	—
利息	—	656	656	—
雑収入	7,936,000	6,855,735	△ 1,080,265	7,944,000
支出	44,474,000	26,353,854	△ 18,120,146	27,330,000
人件費	6,142,000	5,116,351	△ 1,025,649	3,923,000
消耗品費	1,185,000	6,021,026	4,836,026	1,000,000
樹木維持管理費	12,640,000	0	△ 12,640,000	3,485,000
燃料費	4,200,000	4,970,723	770,723	5,000,000
光熱水費	8,800,000	4,856,785	△ 3,943,215	5,800,000
通信運搬費	1,320,000	579,719	△ 740,281	530,000
委託料	4,867,000	1,870,383	△ 2,996,617	4,939,000
借上料	1,000,000	980,967	△ 19,033	477,000
広告宣伝費	300,000	297,000	△ 3,000	300,000
接待交際費	—	53,313	53,313	—
公課費	1,230,000	85,300	△ 1,144,700	426,000
保険料	—	137,020	137,020	—
雑費	2,290,000	1,367,267	△ 922,733	1,200,000
修繕費	500,000	18,000	△ 482,000	250,000
収入－支出	△ 18,363,000	△ 1,525,463	16,837,537	0

2 自主事業

(単位：円)

項目	平成 28 年度			平成 29 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	78,310,000	40,645,908	△ 37,664,092	36,149,000
販売収入	78,310,000	40,645,908	△ 37,664,092	36,149,000
支出	59,947,000	51,875,848	△ 8,071,152	36,149,000
仕入れ	50,152,000	35,782,348	△ 14,369,652	27,549,000
人件費	7,995,000	11,938,154	3,943,154	6,900,000
手数料	—	186,794	186,794	—
容器包装料	—	138,175	138,175	—
減価償却費	—	8,684	8,684	—
開業費	—	1,680,844	1,680,844	—
広告宣伝費	1,800,000	2,133,681	333,681	1,700,000
雑損失	—	7,168	7,168	—
収入－支出	18,363,000	△ 11,229,940	△ 29,592,940	0

3 総計（管理事業と自主事業の計）

(単位：円)

項目	平成 28 年度			平成 29 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	104,421,000	65,474,299	△ 38,946,701	63,479,000
支出	104,421,000	78,229,702	△ 26,191,298	63,479,000
収入－支出	0	△ 12,755,403	△ 12,755,403	0

第3 監査結果

監査の結果、おおむね適正であると認められるが、一部改善を要する事項が見受けられたので、監査対象とした施設別に監査概要と併せ着眼点別に記述する。

【共通事項】

所管課においては、指定管理者制度導入等における起案の不備や選定結果の不通知、基本協定書に記入すべき備品の特定の不備がみられた。また、利用料金の決定について、事務決定権者の誤りなどがみられた。

一方、指定管理者においては施設条例、基本協定書、管理運營業務仕様書などで定めている事項について、書類の作成漏れなど基本的な事務処理の誤りや、仕様書で定める危機管理体制の不備がみられた。具体的には、災害等対応マニュアルの作成及び災害時の対応訓練が実施されていない施設があった。災害発生時、利用者の安全を確保することが最重要事項であるため、早急にマニュアルの作成及び訓練の実施が必要である。

【ものづくり拠点施設に関する事項】

1 概要

- (1) 「三条市ものづくり拠点施設の管理に関する基本協定書」（以下ものづくり拠点施設に関する事項の項において「基本協定書」という。）で定める利用料金の決定についての決裁において、事務決定権者を誤っている。また、必要な合議先に合議していない。
- (2) 「三条市ものづくり拠点施設条例」（以下ものづくり拠点施設に関する事項の項において「条例」という。）で定める貸事務所の使用許可について、市長の承認を得ていない。また、「三条市ものづくり拠点施設管理運營業務仕様書」（以下ものづくり拠点施設に関する事項の項において「仕様書」という。）で定める事業報告書を毎月提出していない。
- (3) 仕様書で定める災害時の対応について、訓練を実施していない。

2 着眼点別監査概要

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

指定管理者制度導入に当たっては、関係条例の制定や改正は適切な時期に行われており、指定管理者の指定については、非公募により決定し、公募による審査基準に準じた審査を行い、「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づく事務処理がなされている。また、選定結果の通知及び指定の通知・告示については、適切な事務処理がなされている。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

協定書の締結等については、特に誤りはなかった。

指定管理料は、平成27年度36,838,080円、平成28年度33,005,000円、平成29年度29,343,000円となっている。

ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

エ 事業報告書の点検

事業報告書は、基本協定書第15条で毎年度終了後30日以内に提出することとしており、平成28年度分の事業報告書は、平成29年4月28日に提出されている。

オ 適時かつ適切な報告と指示

前述の概要(1)のとおり、基本協定書第9条で利用料金の決定については、市の承認を得て定めるものとするとしており、事務決定権者は経済部長であるが、商工課長専決とし、総務部長、財務課長及び行政課長に合議しておらず、不適切な事務処理である。

また、前述の概要(2)のとおり、条例第9条第2項で「ものづくり学校の貸事務所の使用の許可をするときは、指定管理者はあらかじめ市長の承認を得なければならない」と定めているが、市長の承認を得ていない。同様に、仕様書〔業務内容〕4(3)で定める毎月の事業報告書が指定管理者から提出されていないため、条例及び仕様書に沿った適切な事務処理の確認・指導を行う必要がある。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

施設での説明聴取及び関係書類の確認を行ったところ、関係法令の定めるところにより適切に管理されている。

イ 協定等に基づく義務の履行

施設の設置目的を達成するために必要な業務は実施しているが、前述の所管課の監査オのとおり、貸事務所の使用許可の承認を得ておらず、事業報告書を毎月提出していないため、条例や仕様書に沿った適切な事務処理が必要である。

ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、1冊の通帳で法人全体の出納を本部で一括管理しているが、システムにより区分管理可能となっている。

エ 備品の適切な管理

備品の管理については、適切に行われている。

オ 規程、マニュアル等の整備

前述の概要(3)のとおり、仕様書〔基本的事項〕10(4)に「危機管理体制を築くとともに、市と協議の上、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこと」とあり、対応マニュアルは作成しているが、訓練を実施していないため、速やかに訓練を実施する必要がある。

【吉ヶ平自然体感の郷に関する事項】

1 概要

- (1) 使用の許可に際して、「三条市吉ヶ平自然体感の郷条例施行規則」（以下吉ヶ平自然体感の郷に関する事項の項において「施行規則」という。）で、定める使用許可書を交付していない。
- (2) 「三条市吉ヶ平自然体感の郷の管理に関する基本協定書」（以下吉ヶ平自然体感の郷に関する事項の項において「基本協定書」という。）で、管理物品を「備品等1式」としているが、管理物品は特定する必要がある。
また、備品台帳及び備品整理簿と備品が一致していない。
- (3) 基本協定書で定める利用料金の決定について、承認申請を行っていない。
また、管理業務の第三者への委託についても、一部の業務で承認申請を行っていない。
- (4) 「三条市吉ヶ平自然体感の郷管理運営業務仕様書」（以下吉ヶ平自然体感の郷に関する事項の項において「仕様書」という。）で定める対応マニュアルの作成及び訓練を実施していない。
- (5) 市の有償刊行物販売代金の収納事務を指定管理者に委託していない。

2 着眼点別監査概要

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

指定管理者制度導入に当たり、関係条例の制定は適切な時期に行われており、指定管理者の指定については、非公募により決定し、公募による審査基準に準じた審査を行い、「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づく事務処理がなされているものの、決裁日や通知日の記入漏れ、指定管理者の選定結果を通知していないなど不適切な事務処理があった。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

前述の概要(2)のとおり、基本協定書第5条において「管理施設及び管理物品の内容は、別表1のとおりとする」としているが、別表1の2管理物品は「管理施設に設置している備品等1式（消耗品的なものは除く）」としており、管理すべき備品の特定をしていない。また、備品台帳は、施設の備品と一致していない。管理物件の把握と管理は、指定管理を行う場合の重要な項目であるため、所管課として備品を特定し、指定管理者に適切な管理を指示する必要がある。

指定管理料は、平成27年度1,330,000円、平成28年度3,882,000円、平成29年度3,882,000円となっている。

ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

エ 事業報告書の点検

事業報告書は、基本協定書第15条で毎年度終了後30日以内に提出するこ

ととしており、平成28年度分の事業報告書は、平成29年4月28日に提出されている。しかし、事業収支の管理事業収支一覧に自主事業収支分が含まれており、事業報告書の点検が不十分であった。

オ 適時かつ適切な報告と指示

前述の概要(3)のとおり、基本協定書第9条で定める利用料金の決定について、承認願の提出がなく、同第18条で定める業務の第三者への委託についても、一部の業務で承認申請を行っていない。また、仕様書〔業務内容〕4(3)で定める管理運営状況の毎月の報告書が提出されていないため、基本協定書及び仕様書に沿った適切な事務処理の確認・指導を行う必要がある。

カ その他

指定管理者は、利用者の利便性を考慮し、市の有償刊行物を販売しているが、財務規則第75条で、公金の収納等を私人に委託しようとするときは、会計管理者と協議の上、市長の承認を得なければならないとあり、手続きを行っていないため、適切な事務処理を行う必要がある。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

施設での説明聴取及び関係書類の確認を行ったところ、関係法令の定め
に該当する設備等はない。

なお、本施設は、消防法施行令における非特定防火対象物とされ、消防
法第8条第1項に基づく消防計画書の作成、防火管理者の選任及び消防訓
練は不要な施設とされている。

イ 協定等に基づく義務の履行

施設の設置目的を達成するために必要な業務は実施しているが、前述の
概要(1)のとおり、使用許可に関する業務については、施行規則第3条で定
める許可書を交付しておらず、不適切な事務処理である。

また、利用料金の決定についても、前述の所管課の監査オのとおり、承
認願を提出しておらず、承認を受けていない。業務の第三者への委託につ
いても、一部の業務で承認申請を行っていないため、書面により所管課の
承認を得る必要がある。

なお、仕様書〔業務内容〕4(3)で定める管理運営状況の毎月の報告をし
ていないため、施行規則、基本協定書及び仕様書に沿った適切な事務処理
が必要である。

ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、諸帳簿を作成しておらず、請求書及び領収書
の保管についても不適切な管理である。また、管理事業収支と自主事業収
支の区分を誤っており、本監査における指摘により、収支決算書の修正報
告が提出された。

エ 備品の適切な管理

備品管理では、前述の所管課の監査イのとおり、備品整理簿と備品が一致していない。管理物件の把握と管理は、指定管理を行う場合の重要な項目である。今後、適切な管理を願いたい。

オ 規程、マニュアル等の整備

前述の概要(4)のとおり、仕様書〔基本的事項〕10(4)で定める危機管理体制の整備がされていないことから、対応マニュアルの作成及び訓練の実施が必要である。

【すまいるランド及びあそぼってに関する事項】

1 概要

- (1) 「すまいるランド及びあそぼっての管理に関する基本協定書」（以下、すまいるランド及びあそぼってに関する事項の項において「基本協定書」という。）で定める管理業務の第三者への委託について、一部の業務で承認申請を行っていない。また、委託契約書に契約日の未記入及び誤字等が散見された。
- (2) 休日一時保育の収納業務において、現金出納帳の記載漏れや記載誤りがあった。また、領収書控えが番号順につづられていなかった。
- (3) 「すまいるランド及びあそぼっての管理運営業務仕様書」（以下、すまいるランド及びあそぼってに関する事項の項において「仕様書」という。）で定める災害時等の対応について、災害時対応マニュアル及び不審者対応マニュアルを作成し、随時訓練を実施しているが、すまいるランドでは不審者対応訓練を実施していない。

2 着眼点別監査概要

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

指定管理者制度導入に当たっては、関係条例の制定や改正は適切な時期に行われており、指定管理者の指定については、指定管理者公募手続要領により決定し、「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づく事務処理がなされていた。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

管理物件については、基本協定書第5条で「別紙1及び別紙2のとおり」とし、別紙1及び別紙2で管理物品は、「備品台帳記載のとおり」としているが、指定管理者が管理物品を把握できるよう基本協定書で特定する必要がある。

指定管理料は、平成28年度26,612,000円、平成29年度30,881,000円となっている。

ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

エ 事業報告書の点検

事業報告書は、基本協定書第15条で毎年度終了後30日以内に提出することとしており、平成28年度分の事業報告書は、平成29年4月28日に提出されている。

オ 適時かつ適切な報告と指示

前述の概要(1)のとおり、基本協定書第18条で定める業務の第三者への委託については、一部の業務で承認申請を行っていないため、基本協定書に沿った適切な事務処理を行う必要がある。また、所管課も確認及び指導が必要である。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

施設での説明聴取及び関係書類の確認を行ったところ、関係法令の定めるところにより適切に管理されている。

イ 協定等に基づく義務の履行

施設の設置目的を達成するために必要な業務は実施しているが、前述の所管課の監査オのとおり、業務の第三者への委託については、一部の業務で承認申請を行っていないため、書面により所管課の承認を得る必要がある。また、前述の概要(1)のとおり、委託契約書に契約日の未記入及び誤字等が散見されたため、契約時には契約書の内容等を十分確認し、適切な事務処理を行う必要がある。

ウ 収支会計経理事務

前述の概要(2)のとおり、休日一時保育の収納業務において、現金出納帳の領収日、領収金額、整理ナンバー及び実施日等の記載漏れ及び記載誤りが散見された。また、領収書控えも番号順につづられていないなど不適切な収納管理のため、改善が必要である。

エ 備品の適切な管理

備品の管理については、適切に行われている。

オ 規程、マニュアル等の整備

前述の概要(3)のとおり、仕様書〔基本的事項〕11(4)で定める災害時対応マニュアル及び不審者対応マニュアルを作成し、随時訓練を実施しているが、すまいるランドでは不審者対応訓練を実施していなかった。不測の事態に備え不審者対応訓練についても実施する必要がある。

【保内地区交流拠点施設に関する事項】

1 概要

- (1) 「三条市保内地区交流拠点施設の管理に関する基本協定書」（以下保内地区交流拠点施設に関する事項の項において「基本協定書」という。）で定める備品が「一式」と記載されており、明確でない。また、備品整理簿が施設に備えられておらず、「三条市保内地区交流拠点施設管理運営業務仕様書」（以下保内地区交流拠点施設に関する事項の項において「仕様書」という。）で定める、備品一覧表に基づく年1回の備品の照合及び備品現在高調書の報告がされていなかった。
- (2) 基本協定書で定める利用料金の決定についての決裁において、事務決定権者を誤っている。また、必要な合議先に合議していない。
- (3) 管理運営状況についての市への報告は、仕様書では、毎月及び毎年度終了後に必要とされているが、日報は報告されているものの、毎月の報告の提出がない。

2 着眼点別監査概要

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

指定管理者制度導入に当たっては、関係条例の制定や改正は適切な時期に行われており、指定管理者の指定については、非公募により決定し、公募による審査基準に準じた審査を行い、「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づく事務処理がなされているものの、候補者の決定及び指定の通知については決裁日の記入漏れがあった。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

前述の概要(1)のとおり、基本協定書第5条において、「管理施設及び管理物品の内容は、別表1のとおりとする」としているが、別表1管理物件の2で、管理物品を「管理施設に設置している備品等一式（消耗品的なものは除く）」としており、管理すべき備品の特定がされていない。また、施設に備品整理簿が備えられておらず、仕様書で年1回実施を定められた備品の照合も未実施である。管理物件の把握と管理は、指定管理を行う場合の重要な項目であるため、所管課として備品を特定し、指定管理者に適切な管理を指示する必要がある。

指定管理料は、平成28年度14,000,000円、平成29年度15,286,000円となっている。

ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

エ 事業報告書の点検

事業報告書は、基本協定書第15条で毎年度終了後30日以内に提出するこ

ととしているが、平成28年度分の事業報告書は平成29年6月5日に提出されており、期限内に提出するよう、適切な指導が必要である。

オ 適時かつ適切な報告と指示

前述の概要(2)のとおり、基本協定書第9条で利用料金の決定については、市の承認を得て定めるものとするとしており、事務決定権者は経済部長であるが、営業戦略室長専決とし、総務部長、財務課長及び行政課長に合議しておらず、不適切な事務処理である。

また、前述の概要(3)のとおり、仕様書〔業務内容〕4(3)で定める管理運営状況の毎月の報告書が提出されていないため、基本協定書及び仕様書に沿った適切な事務処理の確認・指導を行う必要がある。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

施設での説明聴取及び関係書類の確認を行ったところ、消防関係書類の提出及び関係法令の定める事項に該当する設備は、適切に管理されている。

イ 協定等に基づく義務の履行

施設の設置目的を達成するために必要な業務は実施しているが、施設の使用許可にあたり、市条例施行規則に定められた利用申請書の徴取及び許可書の交付をしていない。また、前述の所管課の監査オのとおり、管理運営状況を毎月報告していないため、適切な事務処理が必要である。

ウ 収支会計経理事務

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

エ 備品の適切な管理

備品管理では、前述の所管課の監査イのとおり、備品整理簿と備品が一致していない。管理物件の把握と管理は、指定管理を行う場合の重要な項目である。今後、適切な管理を願いたい。

オ 規程、マニュアル等の整備

仕様書〔基本的事項〕10(4)で定める災害時対応マニュアルを作成し、随時訓練を実施しているが、不審者対応マニュアルは作成されていなかった。不測の事態に備え不審者対応マニュアルを作成する必要がある。

第4 まとめ

今回監査の対象とした施設は、いずれも平成27年度及び28年度に新たに設置又は指定管理者制度を導入した施設である。

所管課においては、適宜適切に指定管理者と打合せを行い、当該施設が設置目的に即してその機能を確実に果たしているか、必要な書類等は提出されているかなど、十分に配意することが必要である。そのためにも、改めて施設条例、基本協定書、管理業務仕様書等の確認及び理解が必要である。

指定管理者においては、利用料金及び業務の第三者への委託に係る承認申請書の未提出など、一部改善を要する事項が見受けられたが、特に災害時における利用者の安全を確保するため、マニュアルの作成及び訓練の実施が喫緊の課題である。他県では、指定管理者施設への不審者侵入の事案もあることから、万全の対策を願いたい。

これらについては、今までの指定管理者監査において幾度となく指摘してきた事項であり、指定管理者制度を統括する行政課においても、平成27年度から毎年指定管理施設の適切な運営について通知を発出し、指定管理者との管理運営状況に関する連絡会議等の実施を求めているところである。所管課においては、施設の管理運営に係る最終的な責任は市に帰属するということを十分認識し、指定管理者の指導、監督に当たってもらいたい。

いずれの施設においても、今後とも民間の活力や発想を最大限に活用した施設運営や、独自事業の実施により施設の有効活用に努め、利用者や入館者から喜ばれる施設となるよう期待するものである。